**大阪府**



|  |
| --- |
| **ハートフル税制（障がい者多数雇用中小法人）のご案内** |

大阪府では、府内における障がい者雇用の促進及び職業の安定を図るため、一定の数・割合を超えて障がい者を雇用する法人の法人事業税を軽減する「ハートフル税制」を実施しています。

**(１）対象法人と軽減内容**

**■要件**（次のすべての要件に該当していることが必要です。）

令和６年３月３１日までに開始する事業年度の場合

雇用する労働者の数が常時100人以下である法人で、平均雇用障がい者数（府内の事務所又は事業所における各事業年度に属する各月初日に雇用する障がい者数の合計数を事業年度の月数で除して得た数）が次の数を超える法人。

・平均雇用労働者数が43.5人未満の法人　　　　　　 　２人

・平均雇用労働者数が43.5人以上87人未満の法人　 　３人

・平均雇用労働者数が87人以上100人以下の法人　　 　４人

なお、事業年度が１年に満たない法人及び事業年度の中途に府内において事務所又は事業所を設けて事業を開始した法人については、月数で按分して上記の数を超えることが必要です。

令和６年４月１日以降に開始する事業年度の場合

雇用する労働者の数が常時100人以下である法人で、平均雇用障がい者数（府内の事務所又は事業所における各事業年度に属する各月初日に雇用する障がい者数の合計数を事業年度の月数で除して得た数）が次の数を超える法人。

・平均雇用労働者数が40人未満の法人　　　　　　 　２人

・平均雇用労働者数が40人以上80人未満の法人　 　３人

・平均雇用労働者数が80人以上100人以下の法人　　 ４人

なお、事業年度が１年に満たない法人及び事業年度の中途に府内において事務所又は事業所を設けて事業を開始した法人については、月数で按分して上記の数を超えることが必要です。

○　「法人」とは、地方税法第72条の２第４項に規定する｢人格のない社団等」及び同条第５項に規定する「みなし課税法人」を含み、障害者の雇用の促進等に関する法律（以下「法」という）第43条に規定する特殊法人を除きます。

〇　「労働者」とは、法第43条第１項に規定する常時雇用する労働者（以下「常用雇用労働者」という）をいいます。なお、１週間の所定労働時間が20時間未満の者は含まれません。

〇　「常用雇用労働者の範囲・対象となる障がい者の範囲」については、６頁をご覧ください。

〇　労働者数の算定について、法附則第３条第２項に規定する除外率は適用されません。

〇　労働者数、障がい者の数・割合の算定については、短時間労働者（１週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満である者）は１人の雇用をもって0.5人として算定します。

〇　「常時100人以下」とは、短時間労働者を含め事業年度を通じて100人以下であることが必要です。

〇　「雇用する障がい者数」とは、法の規定の例による雇用障がい者数をいいます。

【法の規定の例による雇用障がい者数の算定の方法】

身体障がい者、知的障がい者又は精神障がい者である労働者　　　　１人の雇用をもって１人カウント

身体障がい者又は知的障がい者である短時間労働者　　　　　　　　１人の雇用をもって0.5人カウント

重度身体障がい者又は重度知的障がい者である労働者 　　　　　　１人の雇用をもって２人カウント

重度身体障がい者又は重度知的障がい者である短時間労働者　　　　１人の雇用をもって１人カウント

但し、精神障がい者である短時間労働者及び特定短時間労働者については、次のとおり算定してください。

・精神障がい者である短時間

【令和５年３月31日までの期間】

雇入れの日又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた日のいずれか遅い日から起算して３年以内の方は、１人の雇用をもって１人として算定し、これ以外の方は１人の雇用をもって0.5人として算定します。

【令和５年４月１日からの期間】

雇入れからの期間等に関係なく、１人の雇用をもって１人として算定します。

　　　　　・特定短時間労働者（令和６年４月１日から）

　　　１週間の所定労働時間が10時間以上20時間未満である重度身体障害者、重度知的障害者又は精神障害者

の方は１人の雇用をもって0.5人として算定します。

〇　「平均雇用労働者数」とは、法人全体における各事業年度に属する各月初日に雇用する労働者数の合計数を事業年度の月数で除して得た数をいいます。

〇　「平均雇用障がい者数」とは、府内の事業所等における各事業年度に属する各月初日に雇用する障がい者数の合計数を事業年度の月数で除して得た数をいいます。

**■軽減内容**

法人事業税について、現行税率の９／10を軽減した税率を適用。ただし、次の表の右欄の金額を軽減額の上限とします。

令和６年３月３１日までに開始する事業年度の場合

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 平均雇用労働者数 | 平均雇用障がい者数 | 金　　　額 |
| ４３．５人未満の法人 | ２人を超え３人以下のもの | ２５２,０００円 |
| ３人を超え４人以下のもの | ５０４,０００円 |
| ４人を超え５人以下のもの | ７５６,０００円 |
| ５人を超えるもの | １,００８,０００円 |
| ４３．５人以上８７人未満の法人 | ３人を超え４人以下のもの | ２５２,０００円 |
| ４人を超え５人以下のもの | ５０４,０００円 |
| ５人を超えるもの | ７５６,０００円 |
| ８７人以上１００人以下の法人 | ４人を超え５人以下のもの | ２５２,０００円 |
| ５人を超えるもの | ５０４,０００円 |

令和６年４月１日以降に開始する事業年度の場合

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 平均雇用労働者数 | 平均雇用障がい者数 | 金　　　額 |
| ４０人未満の法人 | ２人を超え３人以下のもの | ２５２,０００円 |
| ３人を超え４人以下のもの | ５０４,０００円 |
| ４人を超え５人以下のもの | ７５６,０００円 |
| ５人を超えるもの | １,００８,０００円 |
| ４０人以上８０人未満の法人 | ３人を超え４人以下のもの | ２５２,０００円 |
| ４人を超え５人以下のもの | ５０４,０００円 |
| ５人を超えるもの | ７５６,０００円 |
| ８０人以上１００人以下の法人 | ４人を超え５人以下のもの | ２５２,０００円 |
| ５人を超えるもの | ５０４,０００円 |

なお、事業年度が１年に満たない法人及び事業年度の中途に府内で事務所又は事業所を設けて事業を開始した法人については、「平均雇用障がい者数」及び「金額」は、月数按分になります。

**■適用年度**

平成22年４月１日から令和７年３月31日までの間に開始する各事業年度

**※注意**

次に該当する事業年度については、法人事業税の軽減税率は適用されません。

・事業年度終了の日現在における資本金の額又は出資金の額が１億円を超えている事業年度

・府内で風俗営業又は性風俗関連特殊営業を営んだ事業年度

・申告期限前３年の間に、法人事業税の決定処分、法人税の重加算税・法人事業税の重加算

金の決定処分等一定の事実がある場合には、その申告期限に係る事業年度

・事業年度終了の日現在におけるその発行済株式又は出資の総数又は総額の２分の１以上が

資本金の額又は出資金の額が１億円を超える一の法人により所有され、又は出資されてい

る場合は、その事業年度

・法第44条から第45条の３までの規定の適用を受ける親事業主、特例子会社、関係会社、

関係親事業主、関係子会社、特定事業主又は特定組合等に該当する場合は、その事業年度

**（２）法人事業税の軽減手続**

■**適用手続等**

次の **事前確認手続** と **軽減税率の適用手続** の両方の手続を行ってください。

**●　事前確認手続**

**法人事業税の軽減を受けようとする申告に係る事業年度毎に**、事前確認を受けていただく必要があります。申請内容を審査し、後日、確認結果を通知します。　【注１・注２】

|  |  |
| --- | --- |
| 提出期限 | **確定又は中間（予定申告を除く。）申告のそれぞれの申告期限前30日まで*** 郵送でご提出ください。
 |
| 提出先 | 大阪府商工労働部雇用推進室就業促進課　障がい者雇用促進グループ |
| 必要書類 | ○障害者多数雇用中小法人確認申請書及び別紙○添付書類①障害者雇用状況等報告書②定款の写し③登記事項証明書（登記簿謄本）※事業年度終了（中間申告にあっては計算期間終了）後に交付された原本④公共職業安定所に提出した「障害者雇用状況報告書」の写し⑤調整金・報奨金を受給している法人にあっては、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構に提出した「障害者雇用状況等報告書」の写し⑥事業年度に属する各月の雇用保険被保険者数が確認できる書面（雇用保険適用事業所情報提供請求書により公共職業安定所から交付を受けた書面…事業所台帳異動状況照会） |

1. **事前確認手続については、提出後の修正等を防止するため、提出前の下書き段階で確認させていただきますので事前に提出先（障がい者雇用促進グループ：10頁参照）までご連絡ください。**
2. **事前確認手続に係る申請書の作成及び書類の収集にあたっては、厚生労働省の策定した「プライバシー**

**に配慮した障害者の把握・確認ガイドライン」に沿って、障がい者の方のプライバシーの保護に十分なご配慮をお願いします。（５頁「個人情報の保護」参照）**

**●　軽減税率の適用手続**

「事前確認手続」を行った後、次のとおり府税事務所に提出してください。

|  |  |
| --- | --- |
| 提出期限 | 確定又は中間申告期限まで |
| 提出先 | 府税事務所 |
| 必要書類 | ○法人事業税の確定又は中間申告書○添付書類①確認結果通知書の写し②風俗営業等を営む法人でない旨の申立書③貸借対照表④障害者多数雇用中小法人に係る法人事業税不均一課税計算書 |

**各手続の提出期限を経過すると軽減税率の適用を受けることができませんのでご注意ください。**

**（３）雇用状況の確認**

事前確認手続において「確認申請書」や「障害者雇用状況等報告書」に記載された内容を確認するため、労働者及び障がい者の雇用を裏付ける資料の提出や、大阪府の職員が事業所を訪問し、労働者及び障がい者の雇用を裏付ける資料の提示をお願いすることがあります。

このため、各事業主におかれましては、「労働者名簿」、「賃金台帳」、「出勤簿又はタイムカード」、「労働条件通知書又は雇用契約書」、「雇用する労働者が身体障がい者、知的障がい者又は精神障がい者に該当することを証する書類（身体障害者手帳又は医師の診断書、療育手帳又は知的障がい者判定機関が交付した判定書、精神障害者保健福祉手帳　等）」を５年間保管しておいてください。

**（４）申請書等の様式の入手方法**

事前確認手続等に使用する「確認申請書」、「障害者雇用状況等報告書」及び「風俗営業等を営む法人でない旨の申立書」等は次のホームページからダウンロードしていただけます。

https://www.pref.osaka.lg.jp/koyotaisaku/syougai\_zei/yousiki.html

　　また、事前確認手続の窓口（障がい者雇用促進グループ：10頁参照）でもお渡ししています。

**ハートフル税制（障がい者多数雇用中小法人）チェックリスト**

チェック項目のすべてに該当した場合、所定の手続を行うことにより、軽減税率の適用を受けることができます。

※但し、詳細な要件により適用ができない場合もあります。

|  |  |
| --- | --- |
| チェック欄 | 項　　　目 |
| □ | ①　障害者の雇用の促進等に関する法律施行令別表２に定める特殊法人ではない。 |
| □ | ②　雇用する労働者の数が常に100人以下の法人である。 |
| □ | ③　府内の事務所又は事業所における各事業年度に属する平均雇用障がい者数（各月初日に雇用する障がい者数の合計数を事業年度の月数で除して得た数）が次の数を**超えるもの。**【令和６年３月３１日までに開始する事業年度の場合】　　　・平均雇用労働者数が　43.5人未満 　　　　　 ２人・平均雇用労働者数が　43.5人以上　87人未満　　３人・平均雇用労働者数が　　87人以上 100人以下　　４人【令和６年４月１日以降に開始する事業年度の場合】　　　・平均雇用労働者数が　40人未満 　　　 ２人・平均雇用労働者数が　40人以上 80人未満　 ３人・平均雇用労働者数が 80人以上 100人以下　 ４人 |
| □ | ④　事業年度末の資本金の額又は出資金の額が１億円以下である。 |
| □ | ⑤　申請する事業年度中に府内で風俗営業又は性風俗関連特殊営業を営んでいない。 |
| □ | ⑥　申告期限前３年の間に法人事業税の決定処分、法人税の重加算税の決定処分等を受けていない。 |
| □ | ⑦　事業年度末の発行済株式又は出資の総数又は総額の２分の１以上が資本金の額又は出資金の額が１億円を超える一の法人により所有され、又は出資されていない。 |
| □ | ⑧　障害者の雇用の促進等に関する法律第44条から第45条の３までの雇用率の算定の特例を受けていない。 |
| □ | ⑨　申請する事業年度に他の「ハートフル税制の適用」を受けていない。 |
| □ | ⑩　申請する事業年度に「成長特区税制の適用」を受けていない。 |

**個人情報の保護**

障害者雇用状況等報告書の作成をはじめ、申請書の作成及び書類の収集にあたっては、個人情報保護の観点から、厚生労働省の策定した「プライバシーに配慮した障害者の把握・確認ガイドライン（※）」に準じて、以下の取扱いをしてください。

※厚生労働省ホームページ <https://www.mhlw.go.jp/content/000581104.pdf>

（１）　ハートフル税制の適用を受けるために、障がい者手帳等の所持や障がいの状況等を把握・確認すること、その個人情報を大阪府に提供する場合には、ハートフル税制の適用を受けるために用いること等の利用目的等を明示し、本人の同意を得てください。

（２）　ハートフル税制の適用を受ける目的以外の目的（法第43条に規定する身体障害者又は知的障害者である労働者の雇用状況の報告や法附則第４条に規定する報奨金の申請など）で取得した個人情報を、ハートフル税制の適用を受けるために用いる等の利用目的等を明示し、本人の同意を得てください。

（３）（１）または（２）の同意を得るにあたり明示すべき事項は以下のとおりです。

①ハートフル税制の適用を受けるために保管、必要があれば大阪府に提出するという利用目的

②ハートフル税制の適用を受けるために必要な個人情報の内容

③取得した個人情報は、原則として毎年度利用するものであること

④ハートフル税制の適用にあたり大阪府から照会、調査等があった場合は、個人情報を提供する場合があること

⑤利用目的の達成に必要な範囲内で、障がい等級の変更や障がい者手帳等の有効期限等について確認を行う場合があること

⑥障がい者手帳等を返却した場合、または障がい等級の変更があった場合は、その旨申し出てほしいこと

⑦障がい者本人に対する公的支援策や企業による支援策

（４）（１）または（２）の同意を得るにあたり、照会への回答、障がい者手帳等の取得・提出、同意等を強要しないようにしてください。

（５）（１）または（２）の同意を得るにあたっては、他の目的で個人情報を取得する際に、併せて同意を得るようなことはしないでください。あくまで別途の手順を踏んで同意を得るようにしてください。

〈把握・確認にあたっての留意事項〉

　　個人情報の把握・確認にあたって、どのような場合であっても行ってはならない事項は、次のとおりです。

○利用目的の達成に必要のない情報の取得を行うこと。

○労働者本人の意思に反して、障がい者である旨の申告又は手帳の取得を強要すること。

○障がい者である旨の申告又は手帳の取得を拒んだことにより、解雇その他の不利益な取扱いをすること。

○正当な理由なく、特定の個人を名指しして情報収集の対象とすること。

○産業医等医療関係者や企業において、健康情報を取り扱う者は、労働者の障がいに関する問い合わせを受けた場合、本人の同意を得ずに、情報の提供を行うこと。

**常用雇用労働者の範囲・対象となる障がい者の範囲**

**(1)常用雇用労働者の範囲**

常用雇用労働者とは、雇用契約の形式如何を問わず、１週間の所定労働時間が20時間以上の労働者であって、次の①～④のように１年を超えて雇用される者（見込みを含みます。）をいいます。

なお、１週間の所定労働時間が20時間未満の方については、常用雇用労働者の範囲には含まれません。

①雇用期間の定めのない労働者

②１年を超える雇用期間を定めて雇用されている者

③一定期間（１月、６月等）を定めて雇用される者であり、かつ、過去１年を超える期間について引き続き雇用されている者、又は雇入れのときから１年を超えて引き続き雇用されると見込まれる者

④日々雇用される者であって、雇用契約が日々更新されている者であり、かつ、過去１年を超える期間について引き続き雇用されている者又は雇入れの時から１年を超えて引き続き雇用されると見込まれる者（上記③同様。）

また、以下の労働者については取扱いにご留意ください。

・「出向中」の労働者は、原則として、その者が生計を維持するのに必要な主たる賃金を受ける事業主の労働者として取り扱います。なお、当該必要な主たる賃金を受ける事業主についての判断が困難な場合は、雇用保険の取扱いを行っている事業主の労働者として取り扱って差し支えありません。

・「休業中」の労働者（育児休業等含む。）は、現実かつ具体的な労務の提供がなく、そのため給与の支払いを受けていない場合もありますが、事業主との労働契約関係は維持されているので、常用雇用労働者に含まれます。

・外国にある支社、支店、出張所等に勤務している労働者は、日本国内の事業所から派遣されている場合に限り、その事業主の雇用する労働者とします。したがって、現地で採用している労働者は含みません。

・生命保険会社の外務員等については、雇用保険の被保険者として取り扱われているかどうかによって判断してください。

・いわゆる登録型の派遣労働者の場合、契約期間に多少の日数の隔たりがあっても、同一の派遣元事業主と雇用契約を更新又は再契約して引き続き雇用されることが常態となっている場合には、常用雇用労働者に含まれる場合があります。

・65歳以上の労働者であっても、常用雇用労働者に含まれます。

**《短時間労働者》**

常用雇用労働者のうち、１週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満である者をいいます。

**(2)対象となる障がい者の範囲**

○　**「身体障がい者」**とは、原則として身体障害者福祉法に規定する身体障害者手帳の等級が１級から６級に該

当する方及び７級に該当する障がいが２以上重複する方です。

○**「重度身体障がい者」**とは、このうち１級又は２級とされる方及び３級に該当する障がいを２以上重複して

有すること等によって２級に相当する障がいを有するとされる方です。

○　**「知的障がい者」**とは、児童相談所、知的障害者福祉法第９条第６項に規定する知的障害者更生相談所、精

神保健及び精神障害者福祉に関する法律第６条第１項に規定する精神保健福祉センター、精神保健指定医（以

下「知的障がい者判定機関等」といいます。）又は法第19条の障害者職業センターにより知的障がい者と判定

された方です。

○**「重度知的障がい者」**とは知的障がい者のうち知的障がいの程度が重いと判定された方をいいます。具体的

には、次のいずれかの場合に、重度知的障がい者に該当します。

・療育手帳で程度が「Ａ」とされている方

・ 療育手帳の「Ａ」に相当する程度（特別障害者控除を受けられる程度等）とする判定書をもらっている方（上記の知的障がい者判定機関等による判定書が対象です。）

・ 障害者職業センターにより「重度知的障がい者」と判定された方

○　**「精神障がい者」**とは、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方です。

■ハートフル税制を適用した場合の法人事業税の税率（令和元年10月１日以降に開始する事業年度）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 区分 | 法人の種類 | 所得等の区分 | 税率（%） |
| 超過税率 | 不均一課税適用法人の税率 | 標準税率 |
| ① | 所得を課税の基礎とするもの | 普通法人、公益法人等、人格のない社団等 | 軽減税率適用法人 | 年400万円以下の所得 | 0.375 | 0.35 | 3.5 |
| 年400万円を超え年800万円以下の所得 | 0.5665 | 0.53 | 5.3 |
| 年800万円を超える所得 | 0.748 | 0.7 | 7 |
| 軽減税率不適用法人 |
| 特別法人 | 軽減税率適用法人 | 年400万円以下の所得 | 0.375 | 0.35 | 3.5 |
| 年400万円を超える所得 | 0.523 | 0.49 | 4.9 |
| 軽減税率不適用法人 |
| ② | 収入金額を課税の基礎とするもの | ③以外の電気供給業、保険業等 | 収入割 | 0.1065 | 0.1 | 1 |
| ③ | 収入金額及び所得を課税の基礎とするもの | 小売・発電事業法人等 | 収入割 | 0.08025 | 0.075 | 0.75 |
| 所得割 | 0.19425 | 0.185 | 1.85 |

特別法人とは、地方税法第72条の24の７第７項に規定する法人をいい、普通法人とは、特別法人、公益法人等及び人格のない社団等以外の法人をいいます。

収入割の標準税率は法人事業税への適用はありませんが、特別法人事業税の基準法人所得割額又は基準法人収入割額の計算に用います。

≪税率判定の参考≫

１　超過税率・不均一課税適用法人の税率の適用判定



２　「軽減税率不適用法人」に該当するかどうかの判定

・事業年度終了の日（中間申告の場合は、事業年度開始の日から６か月を経過した日の前日）の現況の額で判定します。

・所得が年5,000万円超又は収入金額が年４億円超であるかどうかは、課税標準となる所得又は収入金額（２以上の都道府県に事務所等を有する法人にあっては分割前の所得又は収入金額）（申告書第６号様式の「㉘欄」に記載すべき額若しくは「㊳欄」に記載すべき額又は申告書第６号様式（その２）の「㉘欄」に記載すべき額、「㊳欄」に記載すべき額若しくは「㊻欄」に記載すべき額（当該金額に1,000円未満の金額がある場合は、その端数を切り捨てた金額））によって判定します。なお、事業年度が１年に満たない場合は、課税標準となる所得又は収入金額が算式〔5,000万円（又は４億円）×事業年度の月数÷12月〕により算出した額を超えるかどうかで判定します。この場合の事業年度の月数は暦に従って計算し、１月に満たない端数は１月とします。

〇障がい者多数雇用中小法人に対する上記の税率は、令和７年３月31日までの間に開始する各事業年度に適用されます。

○障がい者多数雇用中小法人に係る事業税の軽減については、上限額がありますので、ご注意ください。

○成長特区税制の事業計画の認定を受けた法人は、一定期間（※）ハートフル税制は適用できません。

　（※）事業計画の認定を受けた日の属する事業年度から事業実施期間の終了の日を含む事業年度の翌事業年度まで。

■ ハートフル税制を適用した場合の特別法人事業税の計算方法

　 　税　額　＝　基準法人所得割額又は基準法人収入割額（注１）　×　税率（注２）

（注１）基準法人所得割額又は基準法人収入割額とは、標準税率で計算された法人事業税（所得割・収入割）の税額のことです。

（注２）税率は、所得を課税の基礎とする法人のうち特別法人以外の法人が37％、特別法人は34.5％、収入金額を課税の基礎とする法人は30％、収入金額及び所得を課税の基礎とする法人は40％の税率となります。

**（注意）特別法人事業税については国税として創設されたため、大阪府が独自に実施しているハートフル税制の適用がありません。**

**ＦＡＱ**（よくある質問）

Ｑ１　ＮＰＯ法人や社会福祉法人などの非営利法人は対象になりますか。

Ａ１ 対象になります。

Ｑ２　各月初日の労働者数はどのように算定するのですか。

Ａ２　１週間の所定労働時間が30時間以上の労働者は、１人を１人として算定します。同じく20時間以上30時間未満である短時間労働者は、１人を0.5人として算定してください。なお、週20時間未満の者は算定対象になりません。

Ｑ３平均雇用労働者数は、どのように算出するのですか。

Ａ３　法人全体における各事業年度に属する各月初日に雇用する労働者の数の合計数を事業年度の月数で除して得た数をいいます（小数点第３位以下切り捨て）。

（例）

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| ４月１日 | ５月１日 | ６月１日 | ７月１日 | ８月１日 | ９月１日 | 10月１日 | 11月１日 | 12月１日 | １月１日 | ２月１日 | ３月１日 | 合計数 | 平均雇用労働者数 |
| 80 | 80 | 81 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85.5 | 85.5 | 85.5 | 1007.5 | 83.95 |

Ｑ４　雇用障がい者数は、どのように算出するのですか。

Ａ４　府内事務所等における各事業年度に属する各月初日に雇用する障がい者数の合計数をいいます。なお、雇用障がい者数の算定の方法については、障害者の雇用の促進等に関する法律の規定の例によります。

（例）事業年度を通じ、重度身体障がい者（１人）と重度以外の知的障がい者（１人）がフルタイムで雇用されており、12月１日に重度以外の知的障がい者（短時間１人）を雇入れた場合。

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | ３月１日 | ４月１日 | ５月１日 | ６月１日 | ７月１日 | ８月１日 | ９月１日 | 10月１日 | 11月１日 | 12月１日 | １月１日 | ２月１日 | 合計数 |
| 重度身体障がい者の数 | ２ | ２ | ２ | ２ | ２ | ２ | ２ | ２ | ２ | ２ | ２ | ２ | 24 |
| 重度以外の知的障がい者の数 | １ | １ | １ | １ | １ | １ | １ | １ | １ | １ | １ | １ | 12 |
| 重度以外の知的障がい者（短時間労働者）の数 |  |  |  |  |  |  |  |  |  | 0.5 | 0.5 | 0.5 | 1.5 |
| 雇用障がい者数の合計数 |  | **37.5** |

※重度の障がい者は、1人の雇用をもって２人カウント、短時間労働者は、1人の雇用をもって0.5人カウントで算定します。

ただし、精神障がい者である短時間労働者及び特定短時間労働者については、１頁に記載のとおり算定します。

Ｑ５　平均雇用障がい者数は、どのように算出するのですか。

Ａ５　府内事務所等における各事業年度に属する各月初日に雇用している障がい者の数の合計数を事業年度の月数で除して得た数をいいます（小数点第３位以下切り捨て）。

（例）ＦＡＱ４の場合、次のとおりとなります。

平均雇用障がい者数　＝　37.5人カウント÷12月

＝ 3.12人カウント（３人を超え４人以下）

Ｑ６　平均雇用労働者数によって、軽減の対象となる「平均雇用障がい者数」や「軽減額の上限」が異なるのは、何故ですか。

Ａ６　本税制については、「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づく障がい者の雇用義務と国の「報奨金」との隙間を一定埋めることを狙いとしております。この雇用義務や報奨金支給の対象となる事業主が雇用する労働者の数によって異なるため、本税制においても、平均雇用労働者数と平均雇用障がい者数によって軽減額の上限を設定したからです。

Ｑ７　法人事業税の軽減額は、どれくらいになるのですか。

Ａ７　法人事業税の軽減額は、個々の法人によって異なりますが、例えば、次のような法人の場合、軽減額は、252,000円になります。

○資本金：5,000万円　　○業種：製造業　　○事務所・事業所：府内のみ

○所得：1,000万円　　　○事業年度：４月１日～翌年３月31日

○雇用労働者数の合計：900.5人　⇒　平均雇用労働者数：75.04人

○雇用障がい者数の合計： 37.5人　⇒　平均雇用障がい者数：3.12人

所得400万円×0.35％＝14,000円（軽減率適用前140,000円）

所得400万円×0.53％＝21,200円（軽減率適用前212,000円）

所得200万円×0.70％＝14,000円（軽減率適用前140,000円）

492,000円－49,200円＝442,800円

⇒軽減額の上限（252,000円）を超えるため、252,000円

**■ 本税制の適用要件や事前確認手続に関するお問い合わせ窓口**

**大阪府就業促進課 障がい者雇用促進グループ**

* 所在地

 〒５４０－００３１

 大阪市中央区北浜東３－１４エル・おおさか(大阪府立労働センター)本館11階

* 電話番号

　　 ダイヤルイン （06）6360－9077・9078

ハートフル税制は、「特定特例子会社」、「重度障がい者多数雇用法人」、「障がい者多数雇用中小法人」に対し、法人事業税の軽減税率を適用する税制です。

詳しくは、ホームページ**https://www.pref.osaka.lg.jp/koyotaisaku/syougai\_zei/index.html**

をご覧ください。

 大阪ハートフル税制　　検　索

（参考）

障がい者を多数雇用する事業主向けの「国の税制優遇措置」は

こちらをご覧ください。**https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\_roudou/koyou/shougaishakoyou/shisaku/intro-yugusochi.html**

**■ 申告の受付・法人府民税及び法人事業税等に関するお問い合わせ窓口**

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| **事務所名** | **電話** | **郵便番号** | **所在地** | **担当区域** |
| 中央 | TEL 06(6941)7951 | 540-8507(法人申告書送付専用郵便番号) | 大阪市中央区大手前３丁目１番43号大阪府新別館北館 | 大阪市内全域 |
| 三島 | TEL 072(627)1121 | 567-8515 | 茨木市中穂積１丁目３番43号（三島府民センタービル内） | 吹田市、高槻市、茨木市、摂津市、島本町 |
| 豊能 | TEL 072(752)4111 | 563-8588 | 池田市城南１丁目１番１号（池田・府市合同庁舎内） | 豊中市、池田市、箕面市、豊能町、能勢町 |
| 泉北 | TEL 072(238)7221 | 590-8558 | 堺市堺区中安井町３丁４番１号 | 堺市、泉大津市、和泉市、高石市、忠岡町 |
| 泉南 | TEL 072(439)3601 | 596-8520 | 岸和田市野田町３丁目13番２号（泉南府民センタービル内） | 岸和田市、貝塚市、泉佐野市、泉南市、阪南市、熊取町、田尻町、岬町 |
| 南河内 | TEL 0721(25)1131 | 584-8531 | 富田林市寿町２丁目６番１号（南河内府民センタービル内） | 富田林市、河内長野市、羽曳野市、藤井寺市、大阪狭山市、太子町、河南町、千早赤阪村 |
| 中河内 | TEL 06(6789)1221 | 577-8509 | 東大阪市御厨栄町４丁目１番16号 | 八尾市、松原市、柏原市、東大阪市 |
| 北河内（注） | TEL 072(844)1331 | 573-8501 | 枚方市大垣内町２丁目15番１号（北河内府民センタービル内） | 守口市、枚方市、寝屋川市、大東市、門真市、四條畷市、交野市 |
| ◎　開庁時間は平日の午前９時から午後５時45分までです。お問い合わせの際は、おかけ間違いのないようご注意ください。（注）令和６年度中に移転を予定しております。詳細については、府税あらかると（https://www.pref.osaka.lg.jp/zei/alacarte/）をご覧ください。 |

財務部税務局徴税対策課・商工労働部雇用推進室就業促進課／令和６年４月発行

**大阪府**

